

移動等円滑化取組報告書（軌道停留場）

（令和2年度）

住 所 広島市安佐南区長楽寺2-12-1

事業者名 広島高速交通株式会社  
代表者名 代表取締役社長 谷本 睦志

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

(1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 軌道停留場を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる軌道停留場	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
県庁前駅から広域公園前駅（新白島駅を除く）	多目的トイレにおけるオストメイトを5ヵ年計画で設置を行う。 (2021年度から5ヵ年で設置計画)	設置調査実施済み

② 軌道停留場を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
乗降補助サービスの提供 長期間に及ぶエレベータ更新工事中の旅客対応を行う。	駅に事前連絡やインターホンからの連絡をいただき、駅係員が乗降サービスの提供を行う。 (2019年度～) エレベータ更新工事に伴い長期間使用できない場合、工事駅～隣接駅間でタクシーによる輸送振替輸送を実施。工事駅、隣接駅には警備員を配置し、旅客対応を実施。 (2019年度)	計画の通り実施済み

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
乗降サービスの提供	・乗降サービスの利用に当たっての事前連絡や駅内のインターホンを利用しての乗降補助サービスが利用できることについて、ウェブサイトや駅で広報し周知する。 (2019年度～)	計画の通り実施済み

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
接遇研修の実施	・ 駅務員の採用時及び駅務員全員に年間計画として、駅マニュアル【交通弱者対策や交通弱者の施設整備】及び交通事業者向け接遇ガイドライン・研修モデルプログラム（国土交通省）に準拠した研修を行う。（2019年度～）	計画の通り実施済み

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての軌道停留場の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために（1）と併せて講ずべき措置の実施状況

職員のバリアフリーに対する理解度を図るべく講習を行うとともに、会社内の次年度以降の教育訓練等の検討材料とする。
---------------------------------------------------------

(3) 報告書の公表方法

弊社ホームページに掲載
-------------

(4) その他

特になし
------